

## 利用手数料(個配・地域デポ)約款

### 第1条 (目的)

この約款は、わかやま市民生活協同組合（以下、生協といいます。）の個配または地域デポを利用する組合員にお支払いいただく手数料（以下、利用手数料という。）について定めるものです。

### 第2条 (利用手数料の発生単位)

利用手数料及びこれに対する消費税は、組合員が、わかやま市民生協宅配事業約款（以下、宅配事業約款という。）に定める利用登録において、個配または地域デポを選択されたときに、選択されている期間について、生協の宅配の配送回を単位として、お支払いいただきます。

2 前項の配送回は、生協が原則として週単位で設定する宅配企画1回ごとに1回とします。

3 第1項の期間は、組合員が利用登録の手続きをした週の翌々週の配送回から、脱退その他利用登録解除の手続きをした週の翌週の配送回までとします。

### 第3条 (利用手数料の金額)

利用手数料（税抜）のうち個配にかかる手数料（以下、個配手数料という）の金額は、宅配の配送回1回当たりの利用金額（税抜）に応じて、表1に定める金額とします（ご利用のない配送回についても利用手数料をお支払いいただきます。）。

2 利用手数料（税抜）のうち地域デポにかかる手数料（以下、地域デポ手数料という）の金額は、宅配の配送回1回当たり100円とします。

(表1) 個配手数料

配送1回当たりの利用金額（税抜）	個配手数料 配送回1回当たり（税抜）
12,000円以上	151円
7,000円～11,999円	251円
1円～6,999円	336円
0円（チラシ・注文書のみ）	251円

### 第4条 (個配手数料の金額の基準となる利用金額)

表1の利用金額（税抜）は、表2の対象商品の利用金額の合計金額（税抜）とします。

(表2)

対象商品	対象外商品
バスケット	夕食宅配

ナチュラルプラン 暮らしのパートナー よりすぐり にこにこほっぺ いつでも注文 スクロール 商品登録・お米予約登録 コープのくすり屋さん CD書籍（ネット注文）・ネット限定企画 暮らしと生協・おすすめ雑貨等（自宅直送） ギフト チケット 数量限定企画の落選（迎春予約を除く） その他生協が指定した企画	ハウスクリーニング、他あっせんサービス 出資金 募金 個配手数料・地域デポ手数料 店舗（予約含む） プレゼント企画 サンプル企画
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

#### 第5条（個配手数料の減免）

第3条の規定にかかわらず、組合員が表3の区分による個配手数料の減免事由のいずれかに該当する場合で、組合員から所定の方式に従って減免申請がなされ、生協がこれを認めるときは、個配手数料（税抜）の金額は、宅配の配送回1回当たり151円とします。

（表3）

	要件
1	組合員本人が満70歳以上の場合（2世帯同居を除く。寝たきりの場合は満65歳以上）
2	組合員が身体障害者手帳4級以上をお持ちの場合

2 前項の減免申請は将来に向かってのみ効力を生ずるものとします。組合員が減免申請手続きをすることを怠っていたときは、減免申請時より過去に遡って減免の適用を受けることはできません。

3 前項の減免申請に際しては、生協の担当者に対し、表3の個配手数料の減免事由の具体的な要件を満たしていることが分かる、組合員ご本人の健康保険証、身体障害者手帳その他の公的な書類（いずれも原本に限ります。）をご提示いただく必要があります。

4 第1項の減免申請がなされたときは、個配手数料（税抜）の減免は、組合員が申請手続きをした週の翌々週から適用されます。

5 前項に定めるほか、手数料の減免事由が消滅したときは、消滅した週の翌々週から表1の金額によるものとします。

6 個配手数料の減免事由が変更又は消滅したときは、組合員は生協に対し、すみやかにその旨を届け出なければなりません。組合員が消滅の事実を生協に届けることを怠ったときは、生協は個配手数料の減免事由の消滅のときまで遡って表1の個配手数料及びこれに対する消費税と減免された個配手数料（税抜151円）及びこれに対する消費税の差額を一括請求することができ、これに対して当該組合員は異議を述べることはできません。

#### **第6条（利用手数料の支払い方法）**

利用手数料及びこれに対する消費税は、「組合員の商品代金等支払いに関する約款」に従い、毎月の宅配代金の請求金額のお支払いと併せて、それと同じ方法により、お支払いいただきます。

#### **第7条（改廃）**

生協は、事業上の必要により、組合員の承諾を得ることなく、この約款を改廃することがあります。

2 生協は、前項の改廃内容について、その効力発生時までには、ホームページでの掲載その他生協が適切と定める方法により周知します。

#### **附則**

この約款は、2020年3月30日から施行します。